

北九州市中心市街地活性化基本計画 (小倉地区)

平成 20 年 7 月

平成 20 年 7 月 9 日	認定
平成 21 年 12 月 7 日	変更
平成 22 年 3 月 23 日	変更
平成 22 年 11 月 12 日	変更
平成 23 年 3 月 31 日	変更
平成 23 年 11 月 24 日	変更
平成 24 年 3 月 29 日	変更
平成 25 年 3 月 29 日	変更
平成 25 年 11 月 29 日	変更

福岡県 北九州市

目 次

○ 基本計画の名称	1
○ 作成主体	1
○ 計画期間	1
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
[1] 北九州市の概要	1
[2] 中心市街地の現状分析	7
[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析	40
[4] 中心市街地活性化に係る取組み	51
[5] 課題の整理	54
[6] 小倉都心地区の活性化の基本方針	57
2. 中心市街地の位置及び区域	60
[1] 位置	60
[2] 区域	61
[3] 中心市街地要件に適合していることの説明	62
3. 中心市街地の活性化の目標	66
[1] 小倉都心地区の活性化の目標	66
[2] 計画期間の考え方	69
[3] 成果指標の設定の考え方	69
[4] 具体的な目標数値の考え方	70
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に 供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	102
[1] 市街地の整備改善の必要性	102
[2] 具体的事業の内容	103
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	125
[1] 都市福利施設の整備の必要性	125
[2] 具体的事業の内容	126
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供 給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事 業等に関する事項	134
[1] 街なか居住推進の必要性	134
[2] 具体的事業の内容	135

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項-----	142
[1] 商業の活性化の必要性-----	142
[2] 具体的事業の内容-----	143
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項----	169
[1] 公共交通機関の利便性の増進及びその他事業の推進の必要性-----	169
[2] 具体的事業の内容-----	170
◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所-----	195
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項----	196
[1] 市町村の推進体制の整備等-----	196
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項-----	205
[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進-----	213
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項----	216
[1] 都市機能の集積の促進の考え方-----	216
[2] 都市計画手法の活用-----	222
[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等-----	224
[4] 都市機能の集積のための事業等-----	227
11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項-----	228
[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項-----	228
[2] 都市計画との調和等-----	229
[3] その他の事項-----	231
12. 認定基準に適合していることの説明-----	232